

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

○49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者

※親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

4 支援内容

(1) 補助要件

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2) 対象経費

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：10,000千円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限5,000千円

5 募集期間

(1) 募集期間：未定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：未定

(3) 申込み先：最寄りの市町村

問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁 農業振興課

(2) 担当（係）名：(村山) 地域戦略推進担当、(村山以外) 地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁 農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁 農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁 農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁 農業振興課 0235-66-5497